|  |  |
| --- | --- |
| 欠格事由チェック表 | |
| 法人名 |  |
| 次のいずれかの欠格事由に該当していないこと  １　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの  (1) 指定特定非営利活動法人が地方税法第314条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第19条第１項各号（第３号から第５号まで、第７号及び第８号を除く。「２」において同じ。）又は第２項各号（第２号（第４条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「２」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの  　(2) 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下「法」という。）第67条第１項若しくは第２項の規定により法第44条第１項の認定を取り消された場合又は法第58条第１項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第67条第３項において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により法第58条第１項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの  (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  (4) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の３、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  (5) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「８」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。「８」において同じ。）  ２　条例第19条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの  ３　法第67条第１項又は第２項の規定により、法第44条第１項の認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの  ４　法第67条第３項において準用する同条第１項又は第２項の規定により、法第58条第１項の特例認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの  ５　その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの  ６　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しないもの  ７　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しないもの  ８　次のいずれかに該当するもの  (1) 暴力団  (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | | | |
|  | １ | | | | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |  | |
|  |  | | (1) | | 指定特定非営利活動法人が地方税法第314条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第19条第１項各号（第３号から第５号まで、第７号及び第８号を除く。「２」において同じ。）又は第２項各号（第２号（第４条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「２」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの | 有 ・ 無 | |  |
| (2) | | 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下「法」という。）第67条第１項若しくは第２項の規定により法第44条第１項の認定を取り消された場合又は法第58条第１項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第67条第３項において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により法第58条第１項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの | 有 ・ 無 | |
| (3) | | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | 有 ・ 無 | |
| (4) | | 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の３、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | 有 ・ 無 | |
| (5) | | 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「８」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。「８」において同じ。） | 有 ・ 無 | |
|  | |  | | | | | | |
|  | | ２ | | 条例第19条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの | | はい・ いいえ |  | |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | ３ | 法第67条第１項又は第２項の規定により、法第44条第１項の認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの | はい・いいえ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ４ | 法第67条第３項において準用する同条第１項又は第２項の規定により、法第58条第１項の特例認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの | はい・いいえ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ５ | その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの | はい・いいえ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ６ | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しないもの | はい・いいえ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | ７ | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しないもの | はい・いいえ |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | ８ | | 次のいずれかに該当するもの | | |  | イ | 暴力団 | はい・いいえ | | ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの | はい・いいえ | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 欠格事由１から８のいずれにも該当しないことを誓約します。  　　　　　　年　　月　　日  主たる事務所の所在地  法　人　の　名　称  代　表　者　の　氏　名 |

○　添付書類

・所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

　（添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。）

・別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェック表と併せて提出してください。